ひとり親世帯　低所得の子育て世帯

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

物価高騰への対応として、[1]ひとり親世帯や、[2]その他の低所得の子育て世帯を支援するための「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

申請が必要な場合があるので、注意してください。また、両方を受給することはできません。

給付額

次の[1]または[2]に該当する場合
児童1人あたり5万円

対象児童

- 令和5年3月31日時点で18歳未満の子
- 一定以上の障害児については20歳未満の子

※令和5年3月～令和6年2月末に生まれる新生児も対象。

[1]ひとり親世帯給付金　※児童扶養手当の受給者など。

①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた方（3月・4月分は、通常の場合5月11日の振込分です）
→ 5月29日(月)に振り込み予定（申請不要）

②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る所得制限を下回る場合）

③児童扶養手当を受けていない方で、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準にあると認められる方

→ **申請が必要です。問い合わせてください。**
窓口受付は6月1日(木)からです。

[2]その他の低所得の子育て世帯給付金　※住民税の非課税世帯など。

①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けた方
→ 5月29日(月)に振り込み予定（申請不要）

② ①のほか、対象児童の養育者の方で、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税の方と同じ水準にあると認められる方
→ **申請が必要です。問い合わせてください。**
窓口受付は6月1日(木)からです。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

問こども福祉課（市役所3階）　☎443－2055
問各行政サービスセンター
大沢野☎467－5830　大山☎483－2594
八尾☎455－2461　婦中☎465－2125

子育てで困ったり悩んだりした時は、

子育て支援専門員 に相談してください

「子育て支援専門員」は、お子さんや保護者、妊婦などそれぞれのニーズに応じた情報提供や、子育てに関する相談などを行います。

子育ての悩みや相談のある方は、こども保育課（市役所３階）、各行政サービスセンターまでお越しください。電話でも受け付けます。

問こども保育課　☎443－2060
問各行政サービスセンター
大沢野☎467－5830　大山☎483－2594
八尾☎455－2461　婦中☎465－2125

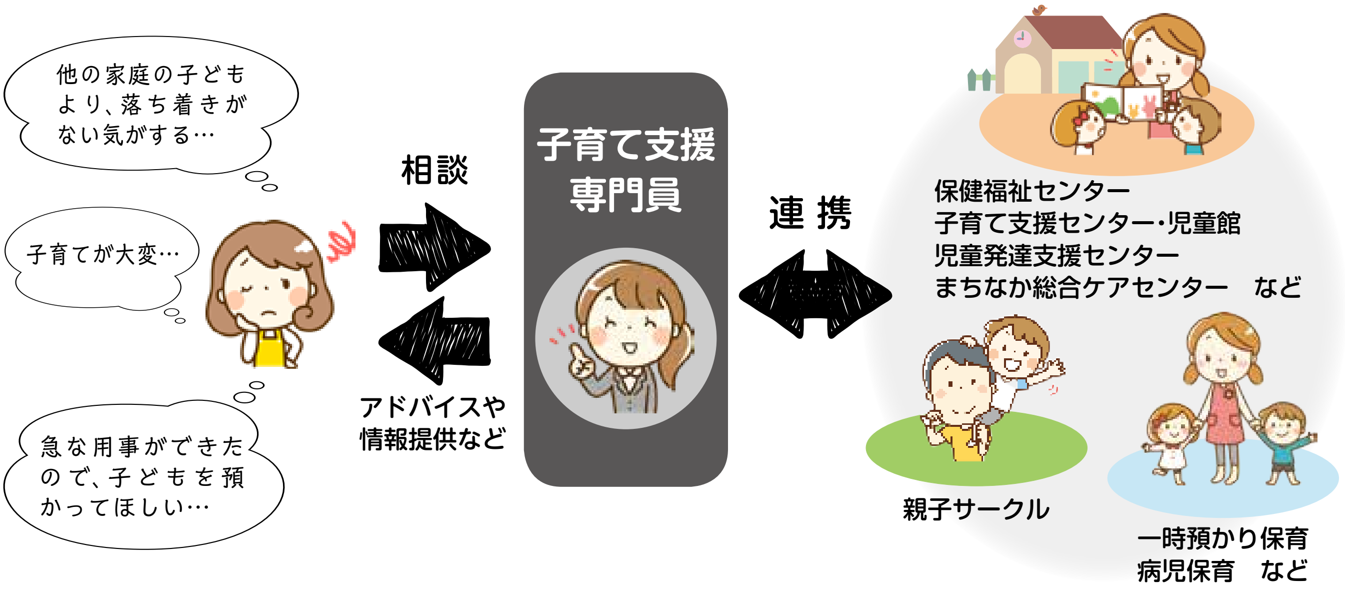

募集

シニア保育サポーター として活躍しませんか

子どもたちの元気な声が聞こえ、かわいい姿に出会える保育所・幼稚園・認定こども園で、ボランティア活動をしていただける方を随時募集しています。

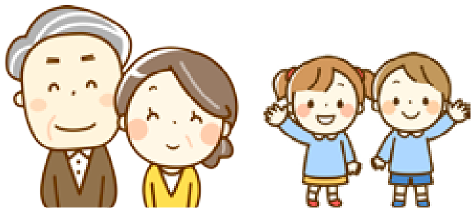

対象　おおむね60歳以上の方

場所　最寄りの市立保育所・幼稚園・認定こども園

申込方法

申込書を、直接、**最寄りの市立保育所・幼稚園・認定こども園**へ。

※申込書は各市立保育所・幼稚園・認定こども園にあります。

［市立保育所・市立認定こども園］
問こども保育課　☎443－2060
［市立幼稚園］
問教育総務課　☎443－2130

《活動内容》

◆環境整備
花壇づくり、草むしり、園庭整備、除雪　など

◆行事の準備や補助
運動会や生活発表会などの行事に関するお手伝い　など

◆保育教材の準備
子どもたちが毎日使う雑巾の縁かがりや教材の準備　など

◆伝承遊びの継承